

令和 3 年 6 月 10 日付けで提出されました「2021 年夏期要求書」について、下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項	回 答
1. 夏期一時金は、現行月数を確保すること。	1. 条例どおり支給した。
2. コロナ禍の対応による職員の健康管理を鑑み、夏季休暇の特別休暇は、10日以上付与すること。 また、全ての職員が完全取得できるよう職場環境を整えること。	2. 夏季休暇については、令和 2 年度に引き続き、付与日数を 10 日とし、実施期間を 7 月 1 日から 10 月 31 日までの 4 か月間とした。 また、職員が夏季休暇を取得しやすい環境整備に努めるよう、所属長に通知した。
3. コロナウィルス感染症の予防接種を受ける際には、特別休暇または職務専念義務免除の扱いとすること。	3. 新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けるために要する時間については職免とする。 また、副反応が出た場合は、反応が出た時点から必要と認める期間、特別休暇を取得できることとする。 なお、このことについては、全職員に通知した。
4. コロナウィルス感染症対策により、ワクチン接種関連業務等、過度な負担がかかっている部署へ早急に増員を行い、職員に対して特別手当を支給すること。	4. 新型コロナウイルスのワクチン接種関連業務等に関しては、適宜、全庁的に職員の応援体制を敷いている。 また、新型コロナウイルス感染症対策関連業務に従事した職員に対しては、防疫等作業手当等の特殊勤務手当を支給している。
5. ハラスメント対策について、昨年の相談件数を提示し、ハラスメントを減少させる具体策を明示すること。	5. 令和 2 年度のハラスメントの相談件数は16件となっている。ハラスメント防止対策は、継続した取り組みが重要だと認識しており、引き続き全職員を対象とした研修を実施するとともに、相談窓口の周知及び防止対策を行っていく。

要 求 事 項	回 答
<p>6. 平成 26 年に策定された「市川市定数管理方針」について、令和 3 年度以降の方針を明示すること。</p>	<p>6. 本市では、平成 26 年度に定員管理方針を定め、定員管理を行っているが、本市を取り巻く社会情勢の変化を受け、今年度、新たな定員管理方針を定めた。</p> <p>なお、詳細な内容については、職員採用計画と共に提示する。</p>

※要求事項のうち、行政の企画立案及び執行に関する事項、職員定数及びその配置に関する事項、予算の編成に関する事項、具体的な任命権に関する事項並びに人事評価制度の企画立案及び実施に関する事項は管理運営事項です。